

<令和6年度版>  
民法の問題集（相続）  
【問題＋解答】

【目次】

問題＋解答（全179問） p 2～175

青字の「改正」：令和5年4月1日施行分

赤字の「改正」：令和3年9月1日施行分

## 第5編 相続

### 第1章 総則

問1 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

< 882条：相続開始の原因 >

相続は、【 遺言 / 死亡 】によって開始する。

問2 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

< 883条：相続開始の場所 >

相続は、【 被相続人 / 相続人 】の住所において開始する。

問3 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

< 884条：相続回復請求権 >

相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が

【 被相続人の死亡 / 相続権を侵害された事実 】を知った時から

5年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から

【 10年 / 20年 】を経過したときも、同様とする。

問4 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。空欄も埋めましょう。

< 885条：相続財産に関する費用 >

相続財産に関する費用は、【 相続人が / その財産の中から 】支弁する。

ただし、相続人の「\_\_\_\_」によるものは、この限りでない。

## 第5編 相続

### 第1章 総則

#### 問1の正解

< 882条：相続開始の原因 >

相続は、【 死亡 】によって開始する。

#### 問2の正解

< 883条：相続開始の場所 >

相続は、【 被相続人 】の住所において開始する。

#### 問3の正解

< 884条：相続回復請求権 >

相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が

【 相続権を侵害された事実 】を知った時から

5年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から

【 20年 】を経過したときも、同様とする。

#### 問4の正解

< 885条：相続財産に関する費用 >

相続財産に関する費用は、【 その財産の中から 】支弁する。

ただし、相続人の「過失」によるものは、この限りでない。

## 第2章 相続人

問5 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

< 886条：相続に関する胎児の権利能力 >

- 1 胎児は、相続については、既に生まれたものと【 推定する / みなす 】。
- 2 1の規定は、胎児が死体で生まれたときは、適用しない。

問6 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。空欄も埋めましょう。

< 887条：子及びその代襲者等の相続権 >

- 1 被相続人の子は、相続人となる。
- 2 被相続人の子が、相続の開始以前に「\_\_\_\_」したとき、又は第891条（相続人の「\_\_\_\_」事由）の規定に該当し、若しくは「\_\_\_\_」によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。  
ただし、被相続人の【 直系尊属 / 直系卑属 】でない者は、この限りでない。
- 3 2の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条（相続人の欠格事由）の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

※ 888条は削除されました

## 第2章 相続人

### 問5の正解

< 886条：相続に関する胎児の権利能力 >

- 1 胎児は、相続については、既に生まれたものと【みなす】。
- 2 1の規定は、胎児が死体で生まれたときは、適用しない。

### 問6の正解

< 887条：子及びその代襲者等の相続権 >

- 1 被相続人の子は、相続人となる。
- 2 被相続人の子が、相続の開始以前に「死亡」したとき、又は第891条（相続人の「欠格」事由）の規定に該当し、若しくは「廃除」によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。  
ただし、被相続人の【直系卑属】でない者は、この限りでない。
- 3 2の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条（相続人の欠格事由）の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

※ 888条は削除されました

問7 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

< 889条：直系尊属及び兄弟姉妹の相続権 >

1 次に掲げる者は、第887条（子及びその代襲者等の相続権）の規定により相続人となるべき者が【ある / ない】場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

二 被相続人の兄弟姉妹

2 第887条（子及びその代襲者等の相続権）第2項の規定は、前項第2号の場合について準用する。

問8 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

< 890条：配偶者の相続権 >

被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第887条（子及びその代襲者等の相続権）又は前条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者【の先順位 / と同順位】とする。

問7の正解

< 889条：直系尊属及び兄弟姉妹の相続権 >

1 次に掲げる者は、第887条（子及びその代襲者等の相続権）の規定により相続人となるべき者が【 ない 】場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

二 被相続人の兄弟姉妹

2 第887条（子及びその代襲者等の相続権）第2項の規定は、前項第2号の場合について準用する。

問8の正解

< 890条：配偶者の相続権 >

被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第887条（子及びその代襲者等の相続権）又は前条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者【 と同順位 】とする。

## <講座案内>

ステップアップファーストでは、次の講座を開講しています。

- ・行政書士通学講座（個別指導）
- ・行政書士通信講座（個別指導）

各講座の詳細は、ホームページをご確認ください。

「ステップアップファースト で検索」

また、行政書士通学講座については「個別受講相談」を実施しています。  
ご相談は無料で、随時開催しています。（予約制）

個別受講相談のご予約は、ホームページのお問い合わせフォーム、  
またはお電話（055-215-2059）で承っております。

### <合格者の声>（行政書士通学講座）

法律知識ゼロからのスタートで、半年間の勉強で一発合格できました。  
先生の講座のおかげです。（T.G.さん）

### <合格者の声>（行政書士通信講座）

「過去問や模試を2時間で解く」と言うことが大きな力となりました。  
本試験でも2時間で解くペースを持ち続けられたからこそ1時間の余裕が  
生まれ、落ち着いて再度解答確認が出来たことで得点を大きく伸ばすことが  
出来ました。  
半年間のご指導をどうも有難うございました。（K.W.さん）

## <教材案内>

ステップアップファーストでは、オリジナル教材を販売しています。  
各教材の詳細は、ホームページの「オンラインショップ」をご確認ください。

### <逐条解説>

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| No.1 行政手続法の逐条解説   | No.6 民法の逐条解説（債権総論） |
| No.2 行政不服審査法の逐条解説 | No.7 民法の逐条解説（債権各論） |
| No.3 行政事件訴訟法の逐条解説 | No.8 民法の逐条解説（親族）   |
| No.4 民法の逐条解説（総則）  | No.9 民法の逐条解説（相続）   |
| No.5 民法の逐条解説（物権）  | No.10 個人情報保護法の逐条解説 |

### <問題集>

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| No.1 行政手続法の問題集   | No.6 民法の問題集（債権総論） |
| No.2 行政不服審査法の問題集 | No.7 民法の問題集（債権各論） |
| No.3 行政事件訴訟法の問題集 | No.8 民法の問題集（親族）   |
| No.4 民法の問題集（総則）  | No.9 民法の問題集（相続）   |
| No.5 民法の問題集（物権）  | No.10 個人情報保護法の問題集 |

### <勉強法>

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| No.1 もうひとつの勉強法 | No.2 基礎知識の足切り対策 |
|----------------|-----------------|

### <合格者の声>

先生のサイトの教材に出会えて、今年度の行政書士試験に合格することができました。ほんとうにありがとうございました。

行政法関連の逐条解説は、印刷してパイnderに綴じて持ち歩いていました。行政書士の試験では条文の読み込みはとても重要ですが、難しい言い回しの条文は何度読んでも、理解ができなければ、何の意味もなく、むしろ時間の無駄に感じていました。

先生の逐条解説は、何よりも難しい言い回しの条文をととてもわかり易い例え話で説明されていて、お陰で、条文という堅い読み物が、エッセーでも読んでいるような感じで、何度も繰り返して読めました。

一般の書籍では手に入らない、貴重な逐条解説だと思います。（ S.Y.さん ）